

## 社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会定款

設立認可 昭和58年4月1日  
一部変更認可 昭和63年7月22日  
一部変更認可 平成12年11月20日  
一部変更認可 平成22年6月23日

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 本会は、社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会と称する。

#### (事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都港区芝四丁目4番5号に置く。

2 本会は、総会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

#### (目的)

第3条 本会は、労働安全衛生法（以下「法」という。）第87条の規定に基づく法人として、法第81条の労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント（以下「コンサルタント」という。）の使命及び職責にかんがみ、コンサルタントの品位の保持及び資質の向上並びにその業務の進歩改善に資するため、会員の指導及び連絡に関する事務を行い、もって労働者の安全及び衛生の水準の向上に寄与することを目的とする。

#### (事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) コンサルタントの資質の向上に関する講習会、研修会等の開催
- (2) コンサルタントの業務の開発及び調査研究
- (3) コンサルタントの業務に関する情報の収集及び提供
- (4) 労働安全衛生コンサルタント制度の普及
- (5) 機関誌及び関係図書の刊行
- (6) 法に基づき国の指定を受けて行うコンサルタントの登録事務の実施
- (7) 労働安全衛生行政施策への協力
- (8) 関係団体との連絡及び提携
- (9) その他本会の目的を達成するために必要な事業

### 第2章 会員

#### (種別)

第5条 本会の会員は、次の4種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正会員 法第84条の登録を受けた労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサル

タントで、この法人の目的に賛同して入会したもの

- (2) 準会員 法第 82 条の労働安全コンサルタント試験又は法第 83 条の労働衛生コンサルタント試験に合格した者で、この法人の目的に賛同して入会したもの（前号に掲げる者及び法第 84 条第 2 項各号のいずれかに該当する者を除く。）
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会した法人
- (4) 名誉会員 本会に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦された者

#### (入会)

第 6 条 正会員、準会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会の議決を経て会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

2 入会は、理事会が別に定める基準により、常任理事会においてその可否を決定し、理事会の承認を受けなければならない。

#### (入会金及び会費)

第 6 条の 2 正会員及び準会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格喪失)

第 7 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 法第 85 条第 1 項又は第 2 項の規定により登録を取り消されたとき。
- (3) 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則第 9 条（第 15 条において準用する場合を含む。）の規定により合格の決定を取り消されたとき。
- (4) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人が消滅したとき。
- (5) 所定の期限を 2 年以上経過して会費を滞納したとき。
- (6) 除名されたとき。

#### (退会)

第 8 条 正会員、準会員及び賛助会員は、退会しようとするときは、理事会の議決を経て会長が別に定める退会届を会長に提出しなければならない。

#### (除名)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において、出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款又は規程に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(会員権の停止)

第10条 会長は、所定の期限を1年以上経過しても会費を納入しない会員に対して、会員の権利の全部又は一部を停止することができる。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の入会金、会費その他の抛出金品は返還しない。

第3章 役員

(種類及び定数)

第12条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 18人以上21人以内
  - (2) 監事 2人
- 2 理事のうち、1人を会長、4人以内を副会長、1人を専務理事、10人以内を常任理事とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常任理事は、理事の互選によりこれを定める。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 会長、副会長及び理事に異動があったときは、遅滞なく登記し、登記等の謄本を添え、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(職務)

第14条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を統括する。
- 4 常任理事は、常任理事会を構成し、理事会の議決に基づき、本会の業務を処理する。
- 5 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 6 監事は次に掲げる業務を行う。
  - (1) 財産及び会計の状況を監査すること。
  - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不整の事実を発見したときは、こ

れを総会、理事会又は厚生労働大臣に報告すること。

- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会若しくは理事会の招集を請求し、又は第4章若しくは第4章の2の規定にかかわらず、総会若しくは理事会を招集すること。

#### (任期)

第15条 役員は任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において、出席した正会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

#### (顧問及び参与)

第17条 会長は、本会の目的を達成するため必要があると認めるときは、理事会の議決を経て、顧問又は参与を委嘱することができる。

- 2 顧問は、会長の諮問に応じ、この法人の業務に関する重要事項について助言する。
- 3 参与は、会長の諮問に応じ、この法人の部会の運営に関する重要事項について助言する。
- 4 顧問及び参与に関し必要な事項は、理事会で定める。

#### (報酬等)

第18条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

### 第4章 総会

#### (種別)

第19条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

#### (構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第20条の2 総会は、この定款で別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第21条 通常総会は、毎年1回、開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により請求があったとき。
- (3) 第14条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第22条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催する日の14日前までに通知しなければならない。

(議長)

第23条 会議の議長は、会長が当たる。ただし、第21条第2項第3号の規定に基づいて招集された臨時総会の場合は、その総会に出席した正会員のうちから、これを選任する。

(定足数)

第24条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第25条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決権)

第26条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみ

なす。

(議事録)

第 27 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在員数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その数)
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が、署名、押印をしなければならない。

第 4 章の 2 理事会

(構成)

第 27 条の 2 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 27 条の 3 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(種類及び開催)

第 27 条の 4 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎年 2 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第 14 条第 6 項第 4 号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第 27 条の 5 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第 3 項第 2 号又は第 3 号に該当する場合は、その日から 14 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催する日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条の6 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数等)

第27条の7 理事会については第24条から第27条までの規定を準用する。

#### 第4章の3 常任理事会

(構成)

第27条の8 常任理事会は、会長、副会長、専務理事及び常任理事をもって構成する。

(権能)

第27条の9 常任理事会は、この定款に別に定めるもののほか、理事会から委任された事項、緊急に処理すべき事項その他本会の業務を議決する。

(開催)

第27条の10 常任理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 常任理事現在数の5分の1以上から招集の請求があったとき。

(招集等)

第27条の11 常任理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2号により請求があったときは、その日から14日以内に常任理事会を招集しなければならない。

3 常任理事会において議決した事項は、理事会に報告し、その承認を求めなければならない。

(通知等)

第27条の12 常任理事会については、第24条から第27条まで、第27条の5第3項及び第27条の6の規定を準用する。

#### 第5章 部会及び委員会

(部会)

第28条 本会に、労働安全部会及び労働衛生部会を置く。

- 2 会員は、法第 82 条の労働安全コンサルタント試験に合格した者にあつては労働安全部に、法第 83 条の労働衛生コンサルタント試験に合格した者にあつては労働衛生部に所属する。ただし、両部に所属することとなる者にあつては、いずれかの部に所属する。
- 3 部会に関し必要な事項は、理事会で定める。

#### (委員会)

- 第 29 条 会長は、本会の事業の推進計画等を立案するため必要があるときは、理事会の議決を経て、専門の委員会を置くことができる。
- 2 委員会の構成員は、会長が委嘱する。
  - 3 委員会に関し必要な事項は、理事会で定める。

### 第 6 章 財産及び会計

#### (財産の構成)

- 第 30 条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。
- (1) 入会金及び会費
  - (2) 寄附金品
  - (3) 財産から生ずる収入
  - (4) 事業に伴う収入
  - (5) その他の収入

#### (財産の管理)

- 第 31 条 本会の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

#### (経費の支弁)

- 第 32 条 本会の経費は、財産をもって支弁する。

#### (事業計画及び予算)

- 第 33 条 会長は、毎会計年度の開始前に理事会の議決を経て事業計画案及び収支予算案を作成し、総会の承認を得、かつ、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の総会が当該事業年度開始後に開催されるときは、その総会までの間においては、前事業年度の収支予算の例により収支を執行することができる。

#### (暫定予算)



第33条の2 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第34条 会長は、毎会計年度終了後2月以内に理事会の議決を経て、収支決算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(余剰金の処分)

第35条 会長は、前条の収支決算において余剰金を生じたときは、総会の議決を経て翌会計年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第35条の2 本会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得、かつ、厚生労働大臣に届け出なければならない。

(会計年度)

第35条の3 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 支部

(支部)

第36条 本会は、総会の議決を経て支部を置くことができる。

2 支部に関し必要な事項は、理事会で定める。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、総会において正会員の総数の3分の2以上の同意を得、かつ、厚生労働大臣の認可を受けなければ、変更することができない。

(解散)

第38条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項各号に掲げる事由により解散する。この場合において、同項第1号の総会の決議は、正会員の総数の3分の2以上の多数をもって行う。

(残余財産の処分)

第 39 条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の許可を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

(清算人)

第 40 条 本会が解散したときは、会長が清算人となる。

第 9 章 事務局

(設置等)

第 41 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 42 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

第 10 章 補則

(委任)

第 43 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、主務官庁の設立許可があった日から施行する。
- 2 昭和 58 年 3 月 4 日現在全国労働安全衛生コンサルタント会（会長 久保田重孝）の会員である者が、入会申込書を提出しようとするときは、第 6 条の規定にかかわらず、入

会金を添えることを要しないものとする。

- 3 この法人の設立当初の役員は、第13条の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第15条第1項本文の規定にかかわらず、最初の通常総会において選任された者が就任するときまでとする。
- 4 この法人の設立初年度の事業年度は、第32条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和59年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立初年度の入会金及び会費、事業計画並びに収支予算は、第10章第25条及び第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の役員は次のとおりとする。(略)

附 則（昭和63年7月22日）

この定款（第12条第4号の改正）は、昭和63年7月22日から施行する。

附 則（平成12年11月20日）

- 1 この定款は、厚生労働大臣の認可のあった日から施行する。ただし、第4条第6号の規定は、厚生労働大臣の指定を受けた日から施行する。
- 2 平成13年1月5日までは、第13条第4項、第14条第6項第3号、第33条第1項、第35条の2、第37条、第39条及び附則第1項の規定中「厚生労働大臣」とあるのは「労働大臣」とする。

付 則（平成22年6月23日）

この定款は、厚生労働大臣の認可のあった日から施行する。

ただし、厚生労働大臣の認可の日が平成22年6月1日前の場合は、平成22年6月1日から施行する。